

令和3年10月1日

保護者の皆様へ

常滑市教育委員会

## 今後の学校教育活動における制限緩和のお知らせとご家庭へのお願い

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は常滑市の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、感染力が強いとされる新型コロナウイルスの変異株の流行により8月27日に緊急事態宣言が発出され、2学期を迎えた学校においては、児童生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染防止を最優先し、さまざまな活動に制限をかけながら取組を進めてまいりました。

この結果、全国的に新規陽性者数は減少し、昨日をもって緊急事態宣言が解除され、本日より「愛知県厳重警戒措置」に移行します。そこで、学校における教育活動についても、感染の再拡大の防止に向け、引き続き警戒しつつ、これまで制限してきた一部を下記の通り緩和することとします。

引き続き、感染防止対策を徹底しながらとはなりますが、より充実した教育活動を展開できるよう、さらなるご理解とご協力を願いいたします。

記

### 【感染防止対策に留意しながら行っていく学校教育活動】

- 授業におけるグループ活動（1メートルを目安に教室内で最大限の間隔を確保する）
- 理科の授業における近距離で活動する実験や観察
- 図画工作科（美術科）における共同制作等の表現や鑑賞の活動
- 家庭科（技術・家庭科）における個別の調理実習
- 修学旅行や社会見学、校外学習
- 中学校の部活動（詳細は各校顧問から説明）

### 【厳重警戒措置解除後に市内の感染状況に応じて徐々に再開する学校教育活動】

- 近距離での対面方式や一斉に大きな声で話す活動
- 音楽科の授業における合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器演奏（合唱はマスク着用）
- 体育科（保健体育科）における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- 家庭科（技術・家庭科）におけるグループによる調理実習

（裏面に続く）

## 【家庭へのお願い】

お子さんを含め、ご家族の皆様の感染を防ぐために、家庭においても以下のことについて再度共通理解を図り、一緒に取り組むようお願いします。お子さんの「自分の身は自分で守る」意識づけには、学校だけでなく家庭での働きかけも必要です。

### (1) 感染防止の3つの基本「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低でも1m）空けてください。間隔が十分とれない場合は、マスクを着用してください。
- 会話をする時は、真正面を避けてください。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんでていねいに洗ってください（手指消毒薬も使用可）。

### (2) 日常生活を送るうえで気をつけること

- 部屋の換気をこまめに行ってください。
- 毎朝の体温測定、健康チェックを行い、体調が普段と少しでも異なる場合には、自宅で療養してください。
- 食事中の会話は控えめに、できれば「黙食」が望ましいです。
- 不要不急の外出はやめてください。出かける場合には人混みを避ける、混雑する時間帯を避ける、その地域の感染状況を確認するなど、十分な注意をしてください。

### (3) 登下校、放課後及び休日の過ごし方について

- 毎朝、健康観察を実施し、体調が普段と少しでも異なる場合には、登校させないでください。
- お子さんの同居家族等が濃厚接触者に特定された場合や風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合は、当該家族の陰性が判明するまでは、お子さんを登校させないでください。
- お子さんに発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合でも、念のため1日程度登校を控え、病院を受診し、経過観察を行ってください。
- 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導してください。
- 子ども同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、自粛するよう指導してください。
- 登下校中も原則マスクを着用させてください。ただし、熱中症対策のため、マスクを着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保し、会話しないように指導してください。

## 【問い合わせ】

常滑市教育委員会 学校教育課

電話 0569-47-6129（直通）

電子メール gakkokyo@city.tokoname.lg.jp